

野球場使用心得

体育施設を本来の目的に添い、規則正しく使用するために関係規程等によるもののほか、以下の使用心得を厳守してください。

1. 予約について

- (1) 利用する2週間前～3日前までの範囲で予約できます。予約可能なのは平日9:00～19:00のみです。
- (2) 利用できるのは1日1回3時間まで（準備・後片付けを含めて）です。利用時間はその長短にかかわらず準備および後片付けに要する時間を含むものとします。予約システムで予約できるのは、1施設に対し1日1回までです。
- (3) 上記の制限を超えて利用したい場合は、学生支援課生活支援係までご相談ください。別途、「体育施設特別利用許可願」、および「実施要項」の提出が必要です。

2. 利用について

- (1) 許可された使用目的及び使用時間を厳守してください。
- (2) 体育施設を個人・団体で利用する際、利用者は必ず運動することを主たる目的として作製された服装、および体育施設専用の運動靴を着用してください。
- (3) 雨水等で軟弱なとき、又は軟弱になるおそれがあるときは使用を中止してください。
- (4) 使用後は地ならし等の整備を行い、野球場の保全に努めてください。また、器具等は、所定の場所に整理・格納し、次の利用者に迷惑がかからないようにしてください。
- (5) 利用者は、飲酒または酒気を帯びての利用は禁止です。
- (6) 貴重品は利用者各自の責任の下で管理を徹底してください。施設利用中に生じた盗難、けが、その他の事故等について、体育・保健センターに故意または重過失がない限り、責任は負いません。利用者同士の施設内外でのトラブルについても同様とします。
- (7) 食品の持ち込みは例外なく禁止とします。水分補給のための飲用物の持ち込みは許可しますが、利用施設を汚さないように心掛け、プレー中の場所に入り込まないように壁沿いに立てて置くなど扱いに気を付けるようにしてください。また、持ち込む飲用物は必ず蓋付きのものにしてください。
- (8) 利用施設などに物を置き去りにしないでください。許可無く置き去りにされているものは、毎週定められたタイミングで全て廃棄します。
- (9) 利用者は自己の責任と危険負担において、他の利用者と協調して本施設を利用してください。また、利用者は、本施設において技量を超えた行為ならびに危険行為を行わないでください。

(10) サークル・個人に関係なく、体育施設の備品は丁寧に扱ってください。

(現状の使用状態はお世辞にも良いとは言えません。今後の、体育施設の備品の損耗の程度によっては、体育施設の備品の貸出範囲に制限がかかる可能性もあります。)

(11) 利用施設に許可なくはり紙や釘打ち等を行わないでください。また、危険物や動物を持ち込まないようにしてください。

(12) 利用施設内で騒音を発する、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為は禁止します。

(13) 利用者の故意または不注意により体育施設を著しく傷つけた場合には、弁償していただく場合があります。施設、整備の取扱いに注意し、破損又は紛失した場合は、直ちに学生支援課生活支援係又は体育・保健センター職員に申し出てください。

(14) 利用時に出たゴミは放置せず各自持ち帰ってください。

(15) その他、細かい点に関しては、学生支援課生活支援係及び体育・保健センター職員の指示に従ってください。

3. 利用の禁止について

(1) 以上のルールを遵守できない個人・団体による野球場の利用を禁止します。

以上